



---

# グリーンファイナンス活用を支援する施策

---

2024年7月22日  
環境経済課 環境金融推進室



## ■ G X 政策におけるグリーンファイナンスの位置付け

## ■ グリーンファイナンス活用を支援する施策

### ➤ 金融機関による脱炭素に向けた地域を巻き込んだ取組

- ・ESG地域金融の普及・促進事業における事例紹介

### ➤ グリーンファイナンスの活用支援

- ・グリーンボンドガイドライン付属書 1・グリーンリストの改訂
- ・グリーンファイナンス補助金事業
- ・グリーンファイナンスによる資金調達を行った企業の取組事例
- ・グリーンファイナンスポータル
- ・参考 グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク
- ・参考 お問い合わせ先一覧

---

# G X 政策における グリーンファイナンスの位置づけ

---

# 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組

2021年

**2050年カーボンニュートラルの表明（2020年10月）**

**2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標の表明（2021年4月）**

- ✓ 地球温暖化対策推進法の改正①（2021年6月）  
2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念に位置づけ、地域と共生する再エネ導入を促進する制度創設
- ✓ 地域脱炭素ロードマップの策定（2021年6月）  
地域・暮らしの脱炭素化を進めるための対策・施策の全体像等を提示
- ✓ 地球温暖化対策計画の改定（2021年10月閣議決定）  
新たな2030年度温室効果ガス削減目標やその裏付けとなる対策・施策を提示
- ✓ 第6次エネルギー基本計画の策定（2021年10月閣議決定）  
2030年46%削減に向けた具体的政策と2050年CNに向けたエネルギー政策の方向性を提示
- ✓ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）  
パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2050年CNに向けた分野別長期的ビジョンを提示

2021.10～  
COP26@イギリス

2022年

- ✓ 地球温暖化対策推進法の改正②（2022年5月）  
財投を活用した新たな出資制度の創設

2022.11～  
COP27@エジプト

**GX実行会議の設置（2022年7月）**

2023年

- ✓ **GX実現に向けた基本方針のとりまとめ（2023年2月閣議決定）**  
脱炭素と経済成長を両立するグリーンTRANSフォーメーション実現のための方向性を提示
- ✓ **脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立（2023年5月）**
- ✓ **脱炭素成長型経済移行推進戦略（GX推進戦略）の策定（2023年7月閣議決定）**

2023.4 G7気候・エネルギー・環境大臣会合  
@札幌

2023.11～  
COP28@UAE

# G X基本方針：今後10年を見据えたロードマップの全体像



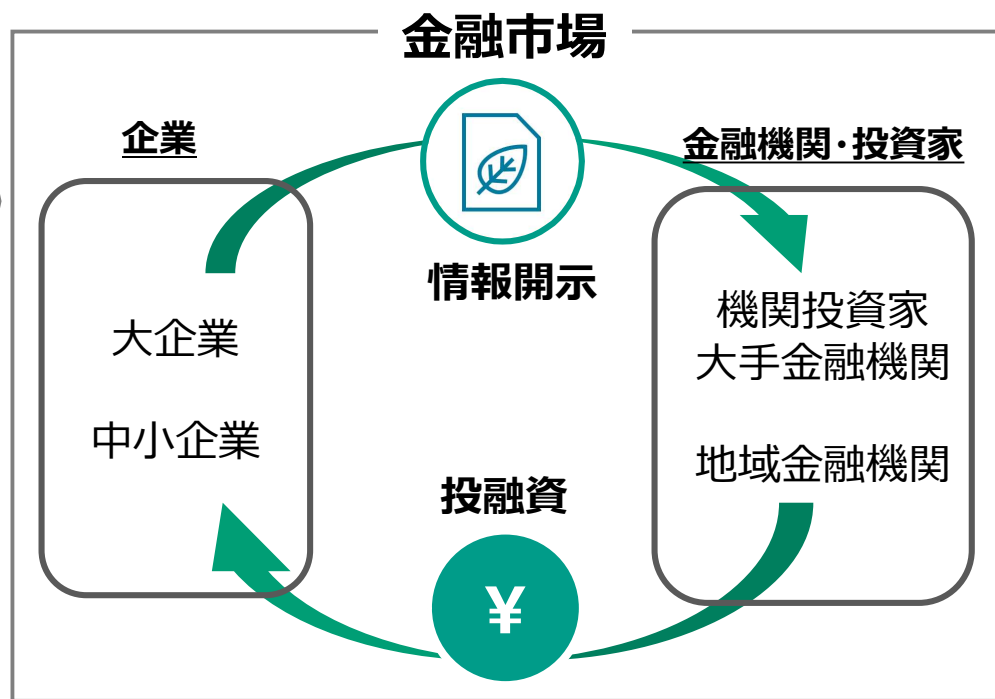
今後10年間で150兆円超の官民投資

# グリーンファイナンス促進のための環境省の施策概要

- 今後10年で、官民協調で150兆円超の脱炭素投資を確実に実現するためにも、世界で4,000兆円とも言われるESG資金や、国内の個人金融資産、企業の内部資金を、BAT（Best Available Technologies）やイノベーションなどの脱炭素投資につなげる橋渡しとして、グリーンファイナンスの機能を強化・充実させることが必要。
- このため、環境省では①**グリーンファイナンス市場の形成促進**（グリーンに関するルールの明確化など）、②**情報開示の推進**（知見の整理や体制整備支援など）、③**ESG地域金融の促進**（地域金融機関とともに地域の脱炭素化等の環境課題・地域課題解決の取組具体化など）等の取組を実施。
- さらには、脱炭素・サステナビリティを軸とした、④**国内ステークホルダーとの広範なネットワーク構築**を推進。

## ① 市場の形成促進

- ・国際動向を踏まえた国内向けグリーンボンド等ガイドラインの内容充実化
- ・グリーンボンド等の発行支援
- ・グリーンファイナンス等にかかる国際的なルール形成への貢献



## ② 情報開示の推進

- ・TCFD開示等に関する普及促進
- ・投融资先排出量の分析支援
- ・データ基盤の整備

## ③ ESG地域金融の促進

- ・地域金融機関に対する支援
- ・中小企業における包括的な脱炭素化の促進
- ・脱炭素アドバイザー資格制度認定事業による人材育成支援
- ・JICNによる投資促進

## ④ 国内ステークホルダーの広範なネットワーク構築

- ・ESG金融ハイレベル・パネルの主催 等

---

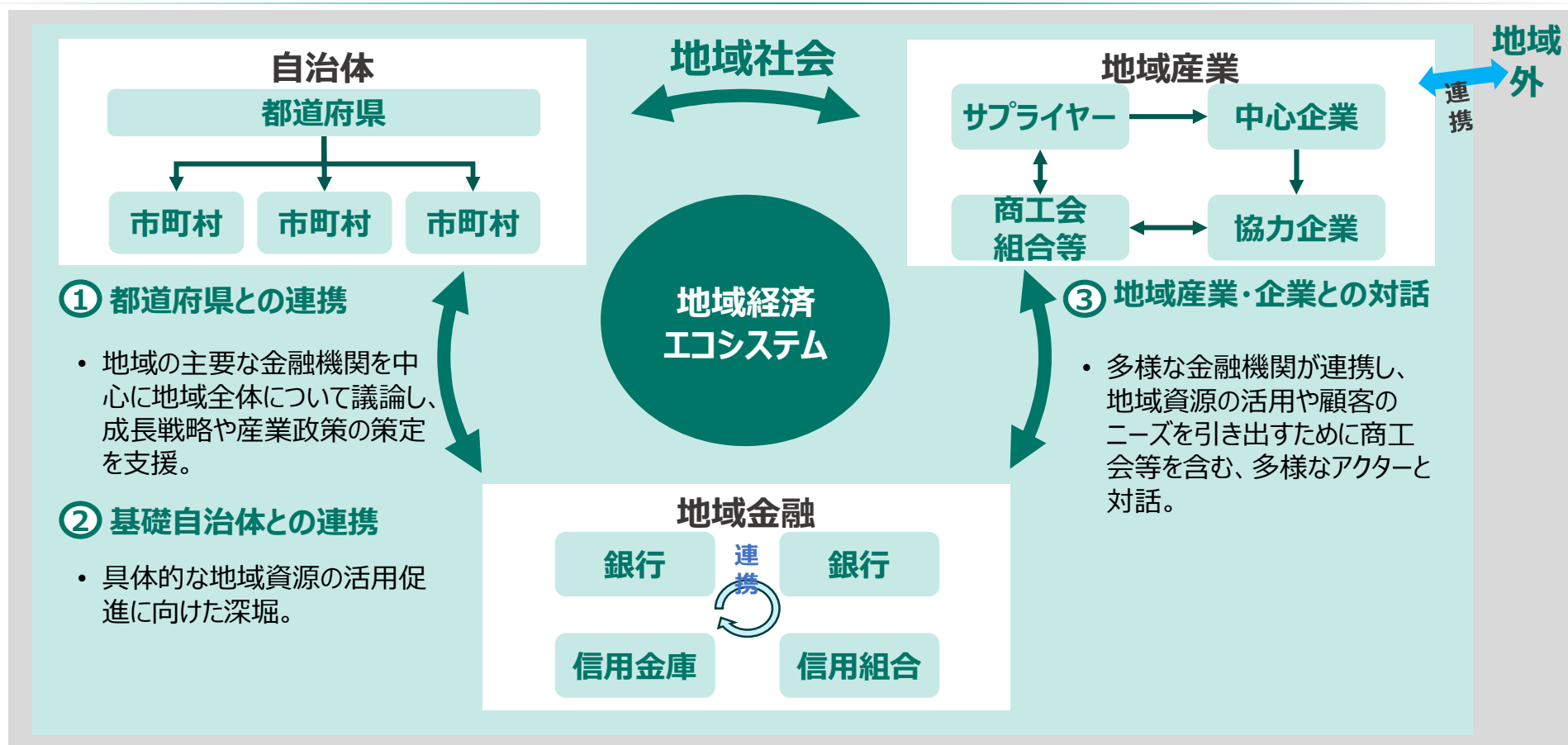
# グリーンファイナンス活用を支援する施策

---

**金融機関による  
脱炭素に向けた地域を  
巻き込んだ取組**

# 金融機関に期待される役割

- わが国の地域経済社会は、高齢化や人口減少といった構造的な下押し要因のほか、気候変動対応やネイチャーポジティブ経済への対応、SDGsといった世界的な潮流の影響も受けつつある中で、解決すべき地域課題を複数抱えている。
- こうした課題解決に取り組みつつ、地域経済の活性化を目指すにあたり、**地域金融機関は、自治体等と連携し、地域資源の活用にかかる知見やESG要素を考慮したファイナンス（事業性評価など）を提供することで、取組推進の核となる重要なポジション**にある。



# ESG地域金融の普及・促進事業における事例紹介

- 地域金融機関においても、地域の企業とともに、**脱炭素化を自らの重要経営課題として取組に着手する状況**が生まれている。地域・中小企業に対し、**脱炭素に向けた設備投資資金の提供やコンサル機能の提供という両面で、大きなチャンス**を有している。
- 本事業では、地域の持続可能性の向上と環境課題への対応を両立する先進的な取組を行う地域金融機関に対する支援を行う。

## 広島県 広島銀行

自動車の製造工程において、CO2排出量が多い鋳造工程における脱炭素化を目指し、**地域内の資源を活用し、石炭コークスの代替となるバイオマス燃料を製造するサプライチェーン構築**に向けた調査・検討を行った。

### 実践の流れ

### 実践のポイント

#### 地域の現状把握

影響力の大きい完成車メーカー・Tier1サプライヤーと直接会話することによる方向性・温度感の把握

#### 技術動向確認

海外のレポート等を踏まえた最新の技術動向把握

#### 地域資源の特定 ※1

取引先との日頃の対話を踏まえたヒアリング先選定と地域への影響力の活用

#### サプライチェーンの検討・整理 ※2

地域のキーパーソンである事業者へのヒアリングによる、デスクトップでは分からない情報の効率的な把握

#### アクションプランの具体化

資源循環への取組の方向性を検討

### ※1 地域資源の特定

- Step1 ヒアリング対象となる業界の絞り込み
- Step2 ヒアリング対象となる企業のリストアップ・ヒアリング実施
- Step3 地域資源の特定

### ※2 サプライチェーンの検討・整理

サプライチェーンの工程別（収集→運搬→製造→使用）に、**担い手となり得る事業者について候補を洗い出し、ヒアリングを実施。各工程における課題を把握すると共に、想定されるサプライチェーンのパターンを整理。**

工程の整理

事業者の洗い出し・ヒアリング

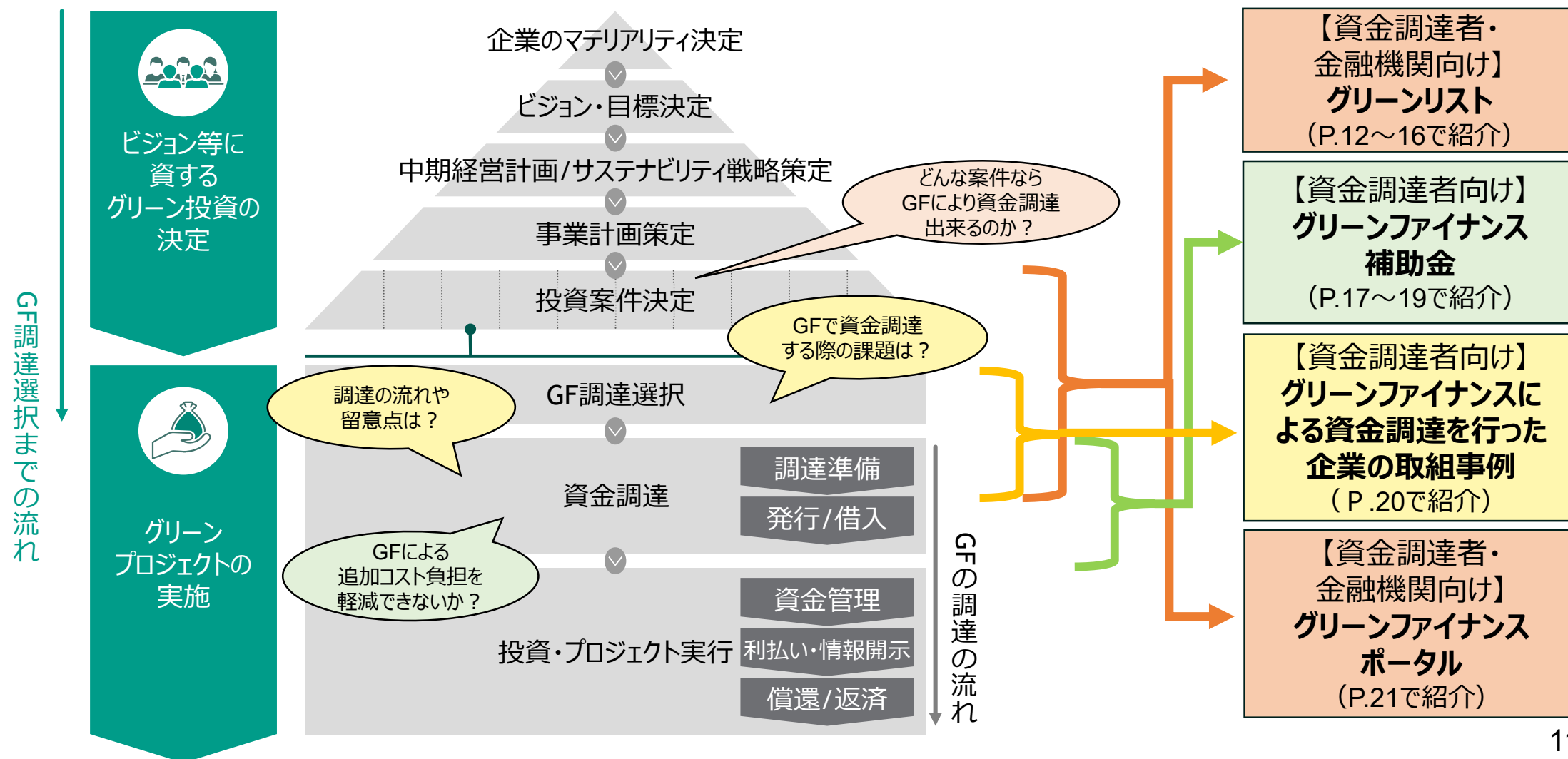
現状整理・課題把握

サプライチェーン案の具体化

# グリーンファイナンスの活用支援

# グリーンファイナンスでの資金調達に至る流れ（例） および活用できる支援策

- 一般的にグリーンファイナンス（以下、GF）での資金調達に至るまでには、特定したマテリアリティや策定した目標・計画にもとづく投資案件の決定・資金調達手段としてのGFの選択・資金調達といった段階がある。
- 今回紹介する施策は投資案件の決定時や資金調達手段の検討時、資金調達時等に活用できる。



# 環境省のグリーンボンド等ガイドラインの全体像

- **グリーンボンドガイドライン、グリーンローンガイドラインは、グリーンボンドやローンの国際原則等に準拠しつつ、国内の資金調達の際の実務指針として策定したもの。**
- **資金調達に関する手続きに加え、付属書 1 及び別表（グリーンリスト）において、グリーンプロジェクトにおけるグリーン性の判断指針や、資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果等について具体的な例示を示している。**



グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン  
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン [000062348.pdf \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/000062348.pdf)

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 グリーンボンド
  - 第 1 節 グリーンボンドの概要
  - 第 2 節 グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法
    - ① 調達資金の使途
    - ② プロジェクトの評価及び選定のプロセス
    - ③ 調達資金の管理
    - ④ レポーティング
    - ⑤ グリーンボンドフレームワーク
    - ⑥ 外部機関によるレビュー
- 第 3 章 サステナビリティ・リンク・ボンド
  - 第 1 節 サステナビリティ・リンク・ボンドの概要
  - 第 2 節 サステナビリティ・リンク・ボンドに期待される事項と具体的対応方法
    - ① KPIの選定
    - ② SPTsの設定
    - ③ 債券の特性
    - ④ レポーティング
    - ⑤ 検証
- 第 4 章 投資家に望まれる事項
- 第 5 章 本ガイドラインの改訂

## 付属書 1 明確な環境改善効果をもたらす グリーンプロジェクトの判断指針

- 付属書 2 環境改善効果の算定方法の例
- 付属書 3 レポーティングの例
- 付属書 4 K P I の例

## 付属書 1

明確な環境改善効果をもたらす  
グリーンプロジェクトの判断指針

別表（グリーンリスト）

今回改訂

# 付属書 1 : 別表（グリーンリスト）の全体像

- **付属書 1 別表のグリーンリスト**は、**グリーンプロジェクト**として整理され得る資金使途や、**環境改善効果を算出する具体的な指標、ネガティブな環境効果を例示**したもの。
- これらは例示であり、いずれの項目においてもここに記載の内容に限定されるものではない。
- 2024年3月、**付属書 1（明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針及びグリーンリスト）の改訂**を行った。今後も継続して改訂予定。

## <グリーンリスト（ガイドライン付属書 1 別表）の構成>

**大分類**  
(国際原則に基づく)

**小分類**  
(国内独自で例示を整理)

**環境改善効果を算出する  
具体的な指標**

**ネガティブな効果の例**

大分類 1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）

|     | 小分類                                                                                             | 環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例                                                                                                                                                                                                                         | ネガティブな環境効果の例                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-1 | 太陽光、風力（洋上を含む。）、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出量の削減量や回避された量 (t-CO2)<br/>※事業を実施しなかった場合もしくは成り行きの場合に想定される CO2 排出量 (t-CO2) と事業実施後の CO2 排出量 (t-CO2) を比較して算出</li> <li>事業で建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量 (GWh)</li> <li>製造工程における再生可能エネルギー利用率 (%)</li> </ul> | <p>【太陽光】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地造成や自然斜面への設置による地表面の浸食等による崩壊、濁水の発生、パワーコンディショナ等の附帯設備からの騒音等</li> <li>パネルの反射光による影響</li> <li>景観への悪影響</li> </ul> |
| 1-2 | 再生可能エネルギーにより発電された電気を送電する送電線や貯蔵する蓄電池等を設置し、維持管理、需給調整、エネルギー貯蔵等を行う事業                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>※製造工程における再生可能エネルギー利用率（総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量）を、事業実施前後で比較</li> <li>事業で建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量 (GW)</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小</li> <li>発電設備の放置・不適正処理による悪影響、埋立処分の増加 等</li> </ul>                                              |
| 1-3 | 太陽光パネル、送電線、蓄電池等の上記の事業にて使用される機器を製造する事業                                                           |                                                                                                                                                                                                                                               | <p>【風力（陸上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の稼働による騒音等</li> <li>風車の影</li> <li>鳥類のバードストライクや採餌や繁殖活動への影響</li> <li>景観への影響</li> </ul>                 |
| 1-4 | 太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱利用を行う事業                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変による重要な動植物の生息・生育環境の縮小 等</li> </ul>                                                                                   |
| 1-5 | 事務所、工場、住宅、データセンター等で使用                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                               | <p>（洋上風力の場合には以下の点にも留意が必要）</p>                                                                                                                                   |

# グリーンリストの主な改訂内容（1 / 2）

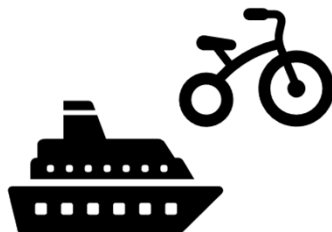
- グリーンファイナンスの裾野拡大のためには、**グリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用である**と考えられる。また、リストの例示を定期的に更新し、**市場、政策、技術等の動向を継続的に反映することが必要。**
- 今回の改訂は、**国際的な長期的目標や枠組みに基づく国内計画、国際原則や国際的なガイダンス（例：生物多様性国家戦略2023-2030、ADB・IFC・ICMA等の「Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy」等）との整合性を図る等、既存の記載内容の整理及び見直しを主眼に行った。**
- 小分類（大分類に基づく資金使途の例示）の改訂により追加・明記された資金使途は以下のとおり。

| 大分類                 | 小分類：追加・明記された資金使途（太字）                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1：再生可能エネルギー         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等により発電を行う事業</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |    |
| 3：汚染の防止と管理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>循環経済の実現にあたって、資源確保段階・生産段階・流通段階・使用段階・廃棄段階の各段階において、ライフサイクル全体での最適化を図る事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 製造事業者等による再生材の積極的な利用とリサイクル事業者等による再生材の供給といった動静脈連携（製造業・小売業などの動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業の有機的な連携）</li> <li>➢ 食品ロス削減</li> </ul> </li> </ul> |                                                                                       |
| 4：自然資源・土地利用の持続可能な管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>持続可能な農業（有機農業等の環境保全型農業、点滴灌漑等）に関する事業</b></li> <li>・ <b>持続可能な森林経営に関する事業</b></li> </ul>                                                                                                                                                                 |  |
| 5：生物多様性保全           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>生物多様性国家戦略2023-2030と整合性を図るように修正</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |                                                                                       |

※事例の追加に際し参照した国際的な長期的目標や枠組みに基づく国内計画、国際原則や国際的なガイダンス等についての詳細はこちら

 <https://www.env.go.jp/content/000212478.pdf>

# グリーンリストの主な改訂内容（2 / 2）

| 大分類           | 小分類：追加・明記された資金使途（太字）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6：クリーンな運輸     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>自転車、ゼロエミッション船（水素燃料電池船、バッテリー船等）の製造・導入</b></li> <li>・ <b>持続可能な海上輸送</b>に関する事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢カーボンニュートラルポートの形成に資する事業</li> <li>➢石油燃料流出防止</li> <li>➢回収施設の改善に関する事業</li> <li>➢港湾やターミナルの廃棄物処理に関する事業 等</li> </ul> </li> </ul>                                                                       |
| 7：持続可能な水資源管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>都市排水システム</b>に関する事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢下水システムの整備、下水汚泥管理、汚染物質の流出を防ぐ都市排水システム 等</li> </ul> </li> <li>・ <b>サプライチェーン全体で水供給を削減する水効率技術・設備・水管理活動</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                           |
| 9：環境配慮製品・サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>循環経済に関するツールやサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢環境負荷の低減につながる、製品の適切な長期利用を促進するシェアリング、サブスクリプション、リペア・メンテナンス等</li> </ul> </li> <li>・ 温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発・実証等に関する事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢<b>ゼロエミッション船（アンモニア燃料船、水素燃料船等）</b></li> <li>➢<b>SAF（持続可能な航空燃料）</b> 等</li> </ul> </li> </ul>  |
| 10：グリーンビルディング | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の省エネルギー性能だけではなく、<b>ライフサイクルでの温室効果ガス排出削減、環境負荷の低い資材の使用</b>、水使用量、廃棄物管理、<b>生物環境の保全・創出</b>等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又はCASBEE、LEED等の国内外で幅広く認知されている環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行う事業</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |

※事例の追加に際し参照した国際的な長期的目標や枠組みに基づく国内計画、国際原則や国際的なガイダンス等についての詳細はこちら

👉 <https://www.env.go.jp/content/000212478.pdf>

## 明確な環境改善効果をもたらす グリーンプロジェクトの判断指針の主な改訂内容

- **明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針の主な改訂内容**は以下のとおり。
- 特に、プロジェクトの性質によって異なり個別性が高いネガティブな効果については、別表の例示に加え、総論的な考え方や参照しうる制度等を追記し、資金調達者がグリーンプロジェクトを検討する際の目線を提供。
- それにより、質の担保に貢献することを目的としている。

### 【明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針の主な改訂内容】

- **ネガティブな効果（環境面その他社会面も含む）を特定・緩和・管理する際の、総論的な考え方及び参照しうる指針や制度**について追記。

（例）

- ✓責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（経済開発協力機構（OECD））
- ✓バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門（環境省）
- ✓環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）別表
- ✓地方公共団体の環境アセスメント制度や対象事業に係る環境省ポータルサイト

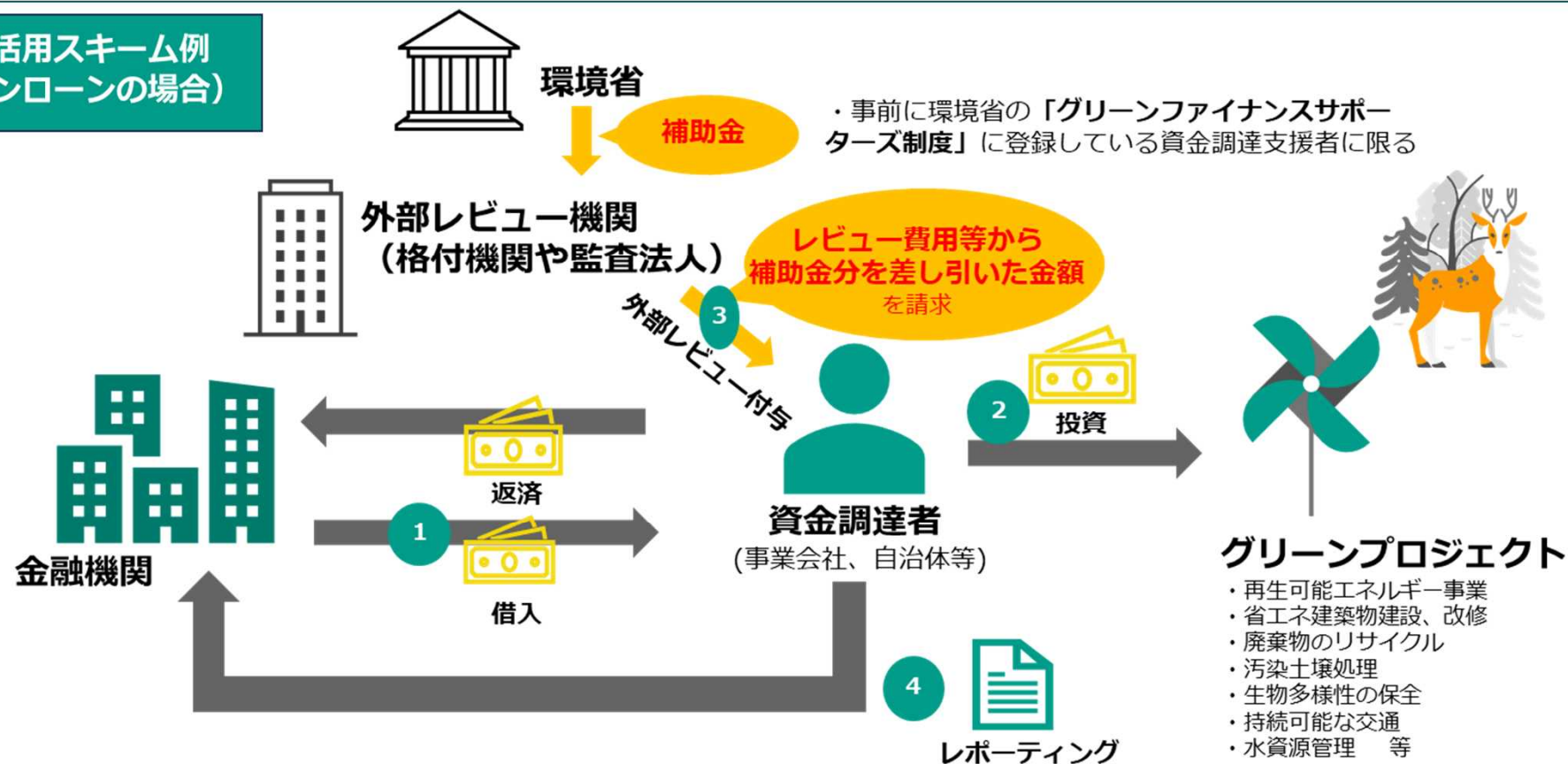
- **改訂全体の詳細はこちら**  [https://www.env.go.jp/press/press\\_02999.html](https://www.env.go.jp/press/press_02999.html)

# グリーンファイナンス補助金の概要

- GFによる資金調達にあたり、通常の資金調達と比べて追加的に発生するコスト（外部レビュー費用・フレームワークのコンサルティングに要する費用等）に対し、環境省から補助金を支給。
- 補助対象は、資金調達しようとする企業や自治体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う資金調達支援者のうち、あらかじめ「[グリーンファイナンスサポーターズ制度](#)※」に登録を行った資金調達支援者。
- 補助金の申請は資金調達支援者から行う。

※補助事業の実施にあたり環境省が設けた登録公表制度

## 補助金活用スキーム例 (グリーンローンの場合)



# 補助金要件 (グリーンボンド/ローン・サステナビリティボンド)

## グリーンボンド・グリーンローン・サステナビリティボンド補助金要件

- ✓ 資金調達者が国内に拠点を有する法人・自治体等であり、グリーンボンドガイドラインに適合していることを外部レビュー機関が確認
- ✓ グリーンボンド・グリーンローンの場合は調達資金の100%（サステナビリティボンドの場合は50%以上）がグリーンプロジェクトに充当
- ✓ （グリーンボンド、サステナビリティボンドの場合）  
フレームワークを公表済みである、または発行までに公表する

| 部門         | 脱炭素関連部門<br>再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンビルディング等                          | 環境保全対策関連部門<br>左記以外の環境分野               |
|------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 要件         | 調達資金の金額または件数の50%以上が国内脱炭素化事業に充当                                   | 調達資金の金額または件数の50%以上が左記以外のグリーンプロジェクトに充当 |
| 補助率        | 外部レビュー費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・40%<br>コンサルティング費用（自治体・中小企業案件に限る）・・・50% |                                       |
| 補助金額<br>上限 | 2,000万円<br>（1つの資金調達支援計画単位）                                       | 450万円<br>（1つの資金調達支援計画単位）              |

## 補助金要件 (サステナビリティ・リンク・ボンド/ローン)

### サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン補助金要件

- ✓ 資金調達者が国内に拠点を有する法人・自治体等であり、サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに適合していることを外部レビュー機関が確認
- ✓ KPIの選定、SPTの設定について、SLBおよびSLLガイドラインとの適合の観点から一定の要件を満たすこと。

| 部門         | 脱炭素関連部門<br>再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンビルディング等                      | 環境保全対策関連部門<br>左記以外の環境分野                                      |
|------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 要件         | 国内のエネルギー起源CO <sub>2</sub> の排出削減（国内脱炭素化）に資するKPIが1つ以上含まれている    | 国内脱炭素化以外の環境改善（気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等）に資するKPIが1つ以上含まれている |
| 補助率        | 外部レビュー費用・・・・・・・・・・・・・・70%<br>コンサルティング費用（自治体・中小企業案件に限る）・・・50% |                                                              |
| 補助金額<br>上限 | 2,000万円<br>（1つの資金調達支援計画単位）                                   | 450万円<br>（1つの資金調達支援計画単位）                                     |

**補助金事業の詳細については交付規程・パンフレットもあわせてご覧ください。**

交付規程（脱炭素）：<https://www.env.go.jp/content/000221869.pdf>

交付規程（環境保全）：<https://www.env.go.jp/content/000221871.pdf>

パンフレット：<https://www.env.go.jp/content/000228885.pdf>

# グリーンファイナンスによる資金調達を行った企業の取組事例

- 実際にグリーンファイナンスによる資金調達を行った企業の目線で感じたメリットや課題に感じた点、取組にあたり工夫した点などをとりまとめ、事例集を作成。
- グリーンファイナンスの概要や調達の流れ等もあわせてご紹介。



- 大栄不動産株式会社
  - セイコーエプソン株式会社
  - 日本製鉄株式会社
  - 朝日印刷株式会社
- の4社の調達事例をご紹介します

閲覧はこちらから👉

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02964.html](https://www.env.go.jp/press/press_02964.html)

活用  
例

どんな課題があるか知りたい

調達の流れを知りたい

他社の工夫を参考にしたい

どんなメリットがあるか知りたい

グリーンファイナンスの  
基本情報を知りたい

取組企業の生の声を知りたい

# グリーンファイナンスポータル

- ESG金融を取り巻く様々な政策情報を、日英二言語で国内外に広く発信するため、「グリーンファイナンスポータル」を整備。
- グリーンファイナンスに関する基本情報や他社の調達事例等も掲載。
- 今回紹介した施策の詳細、紹介しきれなかったその他の施策についても掲載している。



・グリーンファイナンスポータルはこちら

<https://greenfinanceportal.env.go.jp/>

## 国内発行体による発行リスト

2014年に国内初のグリーンボンドが発行されて以来、グリーンボンド市場は活性化しております。以下が主な事例です。

## 国内・海外の 調達事例を掲載



| カテゴリー      | 発行体                      | 発行時期     | 発行金額                   | 資金使途                 | 利率                                   | 償還期間 |
|------------|--------------------------|----------|------------------------|----------------------|--------------------------------------|------|
| 金融<br>財投機関 | <a href="#">日本政策投資銀行</a> | 2014年10月 | 2.5億ユーロ                | グリーンビルディング向け融資       | 0.25%                                | 3年   |
| 金融         | <a href="#">三井住友銀行</a>   | 2015年10月 | 5億米ドル                  | 再生可能エネルギー事業・省エネルギー事業 | 2.45%                                | 5年   |
|            |                          | 2018年12月 | 2.278億米ドル<br>0.832億豪ドル | 再生可能エネルギー事業・省エネルギー事業 | 3.37%<br>(米ドル建て)<br>2.90%<br>(豪ドル建て) | 4.5年 |

発行/実行実績を知りたい

他社事例を確認したい

どのような資金使途の事例があるか知りたい

## (参考) グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク

- 環境省ではグリーンファイナンスの調達促進を図るため、名刺や各種資料に使用できるロゴマークを作成。
- 今年度より、グリーンファイナンスの調達を実施したことがある、もしくは計画している資金調達者や投資家向けのロゴを追加。

より一層、グリーンファイナンスが加速することを期待し、Acceleratorsとしました。

### ● グリーンファイナンスサポーターズ制度に登録中の登録支援者向け



GreenFinance  
Supporters  
登録支援者



(シンボルマークのみ)

### ● グリーンファイナンスの資金調達者や投資家向け



GreenFinance  
Accelerators



(シンボルマークのみ)

本ロゴの使用を希望される方は以下URLよりお申し込みください。

詳細はこちら👉 [https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy\\_news\\_report/logo/](https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_news_report/logo/)

## (参考) お問い合わせ先一覧

### グリーンファイナンス全般に関するお問い合わせ

- ・ 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室  
☎03-5521-8240
- ・ グリーンファイナンスポータル運営事務局  
✉ [greenfinanceportal@iges.or.jp](mailto:greenfinanceportal@iges.or.jp)

### グリーンファイナンス補助金の申請手続きに関するお問い合わせ

- ・ 一般社団法人環境パートナーシップ会議  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山B1F  
✉ [gf\\_jimukyoku@epc.or.jp](mailto:gf_jimukyoku@epc.or.jp)

### グリーンファイナンスポータルに関するお問い合わせ

- ・ グリーンファイナンスポータル運営事務局  
✉ [greenfinanceportal@iges.or.jp](mailto:greenfinanceportal@iges.or.jp)

### 今回のセミナーおよびグリーンファイナンスサポーターズ制度に関するお問い合わせ/ロゴマーク申請窓口

- ・ ボストン・コンサルティング・グループ合同会社GFチーム  
✉ [GreenFinance@bcg.com](mailto:GreenFinance@bcg.com)

